

整理番号	21-2	事務事業名	療育相談および母子通園事業	作成部署	保健福祉部福祉センター	電話	内線801
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 上村 弘志	課長職名	八町 史郎	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S56	根拠法令等					
" 終了予定年度							
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	障がいを持つ子どもたちの親から機能回復訓練や療育指導実施の希望により、昭和56年10月開設し、平成15年度から児童福祉法第6条の2第8項に規定する児童デイサービス事業を行っている。						

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第 1 章)
	節	障害者福祉	(第 4 節)
	施策	心身障害児療育の充実	(第 3 施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	心身の発達に遅れや障がいをもつ未就学児童(一部小3まで)及び子どもの成長・発達に心配のある保護者(小6まで保護者)	
	意図(何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	(1)心身に発達の遅れや障がいを持つ子どもたちの発達支援を行う。 (2)保護者が育児に対する不安を解消し、積極的に子育てが出来るように支援する。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	(1)子どもの発達課題に合わせた指導や保護者支援 (2)関係機関(医療機関、児童相談所、幼稚園、保育園、保健師など)との連絡調整 (3)市内在住の発達に心配のある未就学児童の来所・電話相談 (4)学齢児(小学校6年まで)の来所・電話相談 (5)肢体不自由児(小学校3年まで)の機能回復訓練指導
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】 (単位:千円)

	区 分	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金	4,698	4,939	5,200	5,200
	地方債				
	その他特財	2		130	130
	一般財源	1,967	1,758	1,320	1,320
	合計	6,667	6,697	6,650	6,650
人件費(概算)	人数(年間)	7.50	7.50	7.50	7.50
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	67,500	67,500	67,500	67,500
総事業費 +		74,167	74,197	74,150	74,150

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	通園児数	65人	72人	75人	75人
	年間延べ利用人数	3,894人	3,824人	4,000人	4,000人
	年間相談件数 連携業務	168件 211件	191件 186件	200件 200件	200件 200件
	支援事業 保護者支援業務	49件 112件	67件 116件	70件 120件	70件 120件
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	利用者アンケート実施による満足度	100%	96%	100%	100%
		回収率81パーセント	回収率71パーセント		
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1指導(業務)当たりのコスト	16千円	16千円	16千円	16千円
	延べ指導回数・相談件数	(74167千円 ÷ 4434業務)	74197千円 ÷ 4384業務	74150千円 ÷ 4590業務	(74150千円 ÷ 4615業務)
	連携業務・支援業務・保護者支援				

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	医学の進歩により、個別的な対応を必要とするケース(ADHD・LD等の境界線児への対応)の増加や、少子化・核家族化が進む中で、子どもの発達に不安を持つ保護者の増加が今後も見込まれるため、今後もこの事業の必要性は高くなると思われる。道内78ヶ所で母子通園事業が実施されている。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	児童の健全育成や、障がい児童の発達支援から考えても市の行う事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	平成15年度から肢体不自由児の学齢児童(小3まで)の機能回復訓練を開始した所であるが、知的、情緒障がい児の保護者からも、就学後も通園継続の希望が挙げられている。	知的、情緒障がい児の学齢児の療育は、引き続き相談や支援業務でニーズを把握し、「北広島市特別支援教育推進委員会」の今後の方向を見ながら検討していく。
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	支援センター父母会からは理学療法士配置の要望があげられている。現段階では、学齢児訓練は現体制で実施できる範囲である。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	幼児期の発達の遅れや障がいに対しては早期発見、早期療育が望ましいため無料が適当と思われる。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	障がいや遅れのほとんどのケースで改善が見られる。また通園していない児童や保護者、関係機関に対しては、相談や連携、支援業務を実施することで、育児支援や地域生活の支援で概ね好評を得ている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	相談及び指導は担当を中心としたスタッフ制で行っており、効率的に業務を行っている。しかし、管理や修繕の対応や専用利用団体との調整等、管理部分の業務も指導員が兼務しているため、指導業務に支障をきたすことがある。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	通園児や相談業務の増加、今後特別支援教育の動向などに対応するためより効率的な事業運営を行っていく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり